

消防団充実強化に係る取組事例

NO.	21-2	分野	5. 事業所関係 (1) 減税等優遇措置関係	作成年月	令和元年8月
地方公共団体名	岐阜県		担当課	消防課	
連絡先	Tel 058-272-1111(内線 2471) E-mail <a href="mailto:c11193@pref.gifu.lg.jp">c11193@pref.gifu.lg.jp</a>				
タイトル	岐阜県消防団協力事業所支援減税制度				
取組の概要	<p>○制度概要 岐阜県では、被雇用者が消防団に入団しやすく、また活動しやすい環境づくりを推進するために、消防団の活動に協力する事業所の法人事業税・個人事業税の減税を実施しています。</p> <p>○対象 次の要件を全て満たす知事の認定を受けた法人(資本金又は出資金が1億円以下)又は個人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内に事業所を有し、かつ全ての事業所が「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること。</li> <li>2. 県内の事業所の被雇用者等に消防団員が1名以上いること。</li> <li>3. 消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備していること。</li> </ol> <p>○減税内容 事業税額の2分の1に相当する額を控除(上限100万円※) ※消防団員数が被雇用者等の1割以上の場合は上限200万円</p> <p>○期間 法人事業税:平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了する各事業年度 個人事業税:平成29年度から令和4年度 (平成28年から令和3年の所得に課税)</p>				
その他参考情報	<p>○ホームページ <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12961.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/12961.html</a></p> <p>○別添 減税制度パンフレット</p>				